

○建設コンサルタント業務等における一般競争入札の実施について

平成23年5月30日経法発第11号
事事発第9号
理事長から各所属長あて

〔沿革〕 平成28年3月18日経企発第44号、事事発第15号改正
平成31年2月28日経総発第28号改正
令和4年1月26日経会発第107号改正

建設コンサルタント業務及び地質調査業務(この通達において「建設コンサルタント業務等」という。)の発注に関し、契約予定金額が別に定める額未満のものについては、随意契約方式(プロポーザル方式を含む。)による場合を除き簡易公募型競争入札により実施してきたところであるが、入札の競争性、透明性及び公正性の更なる向上を図るため、一般競争入札方式を適用することとし、その手続を下記のとおり定めたので、十分留意の上、実施されたい。

記

1 対象業務

本手続は、「プロポーザル方式に基づく建設コンサルタントの特定手続について」(平成6年7月1日付け契経発第31号、計設発第46号)記の1の対象業務に該当しない建設コンサルタント業務等に適用する。

(平成28経企発44、事事発15・一部改正)

2 入札の公告

契約職は、1の対象業務を一般競争に付そうとする場合においては、関係総合事務所において掲示するとともにホームページへの掲載により公告するものとする。

3 競争参加資格

(1) 競争参加資格は、次の通りとするものとする。

- ① 建設コンサルタント等の選定等に関する達(平成6年達8号。以下「達」という。)第2条第1号の規定に該当し、かつ、第2条の2の規定に該当しない者であること。
- ② 対象業務について、達に基づく一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続の開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、理事長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(②の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- ④ 対象業務に係る区域において、日本下水道事業団(以下「事業団」という。)から建設コンサルタント業務等に関し工事請負契約等に係る指名停止等取扱要領(昭和59年7月2日付け経契発第13号、以下「指名停止取扱要領」という。)に基づく指名停止中でないこと。

- ⑤ 対象業務と同種業務の実績があること。なお、同種の業務の実績の対象期間は原則として10年間とすること。
 - ⑥ 一定の資格、また、実務経験を有する技術職員を一定以上有するものであること。
 - ⑦ 一定の資格、実務経験を有し、また、一定以下の手持業務件数を有する技術職員を、当該業務に配置できること。
 - ⑧ 当該業務地等の業務の実績があること。(必要と認める場合に限る。)
 - ⑨ その他契約職が必要と認める事項に合致すること。
 - (2) 契約職は、入札に際し、競争参加資格として(1)に掲げる事項を公告するとともに、入札説明書においても当該事項を明らかにするものとする。
- (令和4経会107・一部改正)

4 競争参加資格の決定

3の競争参加資格についての詳細は、対象業務ごとに、工事請負業者の選定等に関する達(平成6年達第7号)第15条に定める入札・契約手続運営委員会(以下「運営委員会」という。)の議を経て、契約職が決定するものとする。

5 入札説明書の交付

- (1) 契約職は、2の公告後速やかに、入札説明書を交付するものとする。
- (2) 入札説明書は、建設コンサルタント業務等における一般競争入札の実施の運用について(平成23年5月30日付経法発第11号、事事発第9号)に定める別紙3の標準入札説明書例により作成するものとし、別冊として、公告の写し、契約書案、入札心得、図面、仕様書、現場説明書を添付するものとする。
- (3) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法を公告において明らかにするものとする。
- (4) 入札説明書の交付に当たっては、実費を徴収することができるものとし、実費を徴収する場合においては、その旨を公告において明らかにするものとする。

6 申請書及び資料の提出

- (1) 契約職は、一般競争入札に参加する者の競争参加資格を確認するため、参加希望者から競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出を求めるものとする。
- (2) 契約職は、(1)の申請書及び資料の提出を求めるに際して、原則として、入札説明書の交付を開始した翌日から起算して7日の提出期間を設定するものとする。
- (3) 申請書及び資料の提出先は、契約職東日本本部長に係る案件にあつては関東・北陸総合事務所契約課、契約職西日本本部長に係る案件にあつては近畿総合事務所契約課とする。
- (4) 申請書及び資料の提出は、原則として、電子入札システムによるものとし、契約職の承諾を得た場合は、紙による持参、郵送(書留郵便に限る。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。)により行うものとする。
- (5) 期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに契約職が競争参加資格がないと認めた者は、当該競争に参加することができないものとする。
- (6) (1)から(4)までに掲げる事項を公告において明らかにするものとする。
- (7) (1)から(5)までに掲げる事項及び次に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。

- ① 申請書及び資料は、入札説明書において示す様式により作成すること。
 - ② 申請書及び資料の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とすること。
 - ③ 契約職は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しないこと。
 - ④ 提出された申請書及び資料は返却しないこと。
 - ⑤ 提出期限以降における申請書又は資料の差替え及び再提出は認めないこと。
 - ⑥ 申請書及び資料に関する問合せ先
 - ⑦ その他契約職が必要と認める事項
- (平成31経総28・一部改正)

7 資料の内容

- (1) 資料の内容は、①から④までとするものとし、資料の内容を入札説明書において明らかにするものとする。
 なお、②の同種業務の実績及び③の配置予定の技術者の同種業務の経験については、業務が完成し、引渡しが進んでいるものに限り記載することができるものとし、その旨を入札説明書において明らかにするものとする。
 - ① 保有する技術職員の状況
 - ② 同種業務の実績
 - 3(1)⑤に掲げる資格があることを判断できる同種業務の実績
 - ③ 配置予定の技術者
 - 3(1)⑦に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種業務の経験及び申請時における他業務の従事状況等
 - ④ 当該業務地等での業務実績(必要と認める場合に限る。)
 - (2) 契約職は、特に必要があると認めるときは、(1)①から④に加えて(1)に掲げる資料の内容を証明するための書類を資料として求めることができるものとし、当該資料の提出を求める場合においては、その旨を入札説明書において明らかにするものとする。
- (平成28経企発44、事事発15・一部改正)

8 競争参加資格の確認

- (1) 契約職は、申請書及び資料の提出者の競争参加資格の有無について確認を行うものとする。
- (2) (1)の確認は、運営委員会の議を経て行うものとする。
- (3) (1)の確認の基準日は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとする。
 ただし、3(1)④の指名停止については、申請書及び資料の提出期限の日から競争参加資格の確認を行う日までの全ての期間について確認するものとする。
- (4) 契約職は、原則として、申請書及び資料の提出期限の日の翌日から起算して10日以内に、競争参加資格の確認の結果を申請書及び資料の提出者に対し通知するものとする。
- (5) (4)の通知は、別記様式にて、原則として、電子入札システムにより行うものとする。
- (6) (4)の通知に当たっては、競争参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付すとともに、所定の期限内に競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる旨を明記するものとする。
- (7) (1)、(3)及び(4)に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。

- (8) 契約職は、競争参加資格の確認を行った日の翌日から開札の時までの期間に、競争参加資格があると認めた者が指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けた場合、当該者に対する(4)の通知を取り消し、競争参加資格がないと認めたことを通知するものとする。なお、この通知に当たっては、(6)の規定を適用するものとする。

9 苦情申立て

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、8(4)の通知の期限の日の翌日から起算して7日(日本下水道事業団就業規則(昭和48年3月5日付規程第5号)第9条に規定する事業団の休日(以下「休日」という。)を除く。)以内に、契約職に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができるものとする。
- (2) 競争参加資格がないと認められた者が説明を求める場合においては、原則として、
書面により行うものとする。
- (3) (2)の提出先は、契約職東日本本部長に係る案件にあつては関東・北陸総合事務所契約課、契約職西日本本部長に係る案件にあつては近畿・中国総合事務所契約課とするものとする。
- (4) 契約職は、(1)の説明を求められたときは、原則として、(1)の競争参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。
- (5) 契約職は、(4)の回答内容を運営委員会に報告するものとする。
- (6) 契約職は、説明を求めた者に競争参加資格があると認める場合においては、8(4)の通知を取り消し、(4)の回答と併せて競争参加資格がある旨を通知するものとする。
- (7) 契約職は、(6)の通知を行う場合については、運営委員会の議を経るものとする。
- (8) (1)から(4)までの事項を入札説明書において明らかにするものとする。

10 入札説明書等に関する質問

- (1) 現場説明書及び入札説明書に対する質問書の提出があつた場合においては、その質問に対する回答書を、当該業務の契約事務を所掌する契約課にて掲示するものとする。
- (2) 質問書の提出期間は、原則として、入札説明書の交付を開始した日の翌日以降、入札日の8日前までとするものとする。
- (3) 質問書の提出は、書面により行うものとする。
- (4) 質問に対する回答書の掲示は、原則として、質問書の提出期間の最終日の翌日から起算して5日後までに開始し、入札執行の日の前日に終了するものとする。
- (5) (1)から(4)までに掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は免除するものとする。
- (2) 契約保証金は納付させるものとする。ただし、銀行、契約職が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金

の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。

- (3) (1)及び(2)に掲げる事項を公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

12 入札の執行

- (1) 入札は、電子入札により行うものとする。ただし、契約職の承諾を得た場合は、持参又は郵送により紙による入札を行うことができるものとする。
- (2) 開札は、原則として、電子入札システムにより入札書の提出期限の日の翌日に行うものとする。ただし、契約職の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、入札書を封筒に入れて封緘をして提出すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として、2回を限度とする。
- (4) (1)及び(2)に掲げる事項を入札説明書において明らかにするとともに、落札者の決定方法を公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

13 入札の無効

- (1) 公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととする。なお、契約職により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時に3(1)に掲げる資格のない者も競争参加資格のない者とする。
- (2) (1)に関しては、公告するとともに入札説明書において明らかにするものとする。

14 再苦情申立て

契約職は、入札説明書及び9(4)の回答において、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 契約職からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、9(4)の回答を受けた日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、書面により、理事長に対して再苦情の申立てを行うことができる旨及び再苦情申立てについては入札監視委員会が審議を行う旨。
- (2) 再苦情申立てについての受付窓口及び受付時間
- (3) 再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先

15 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとし、その旨を公告及び入札説明書において明らかにするものとする。
- (2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止取扱要領に基づく指名停止を行うことがある旨を入札説明書において明らかにするものとする。
- (3) 契約職は、落札者が7(1)③の資料に記載した配置予定の技術者が対象業務に配置されるよう、必要な措置を講じるものとする。

附 則

この通達は、平成23年6月1日以降に公告を行うものから適用する。

附 則 (平成28年3月18日経企発第44号、事事発第15号)

- 1 この改正通達は、平成28年4月1日以降に公告を行うものから適用する。
- 2 建設コンサルタント業務等の一般競争入札方式(特定案件)の実施について(平成23年経法発第9号、事事発第7号)は、廃止する。

附 則 (平成31年2月28日経総発第28号)

この改正通達は、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和4年1月26日経会発第107号)

この改正通達は、令和4年1月26日から適用する。

別記様式

CALS/EC - Microsoft Internet Explorer

電子入札システム

入札情報サービス

電子入札システム

検証機能

説明要求

2008年11月07日 11時47分

CALS/EC 電子入札システム

調達案件検索

調達案件一覧

入札状況一覧

登録者情報

保存データ表示

平成20年11月07日

競争参加資格確認通知書

9991工事商号13
社長
※※ 太郎 様

〇〇〇〇
契約担当
日立太郎

先に申請のあった下記の調達案件に係わる競争参加資格について、下記の通り確認したので、通知します。

記

通知書番号	9991050100200805212000000001
公告日	平成20年11月05日
案件名称	〇〇〇道路舗装工事
入札開始日時	平成20年11月13日 15時00分
入札書提出締切日時	平成20年11月17日 16時00分
内訳書開封予定日時	平成20年11月17日 16時30分
開札予定日時	平成20年11月18日 17時00分
競争参加資格の有無	有
	理由または条件

印刷

保存

戻る

開いています - http://c00181862/CALS/Acceptor/ebidmlit/jsp/common/XMLEntities.res

イントラネット

7